

令和6年11月18日策定

地域を“みず”から守る。
“流域治水”

計画期間と対象流域

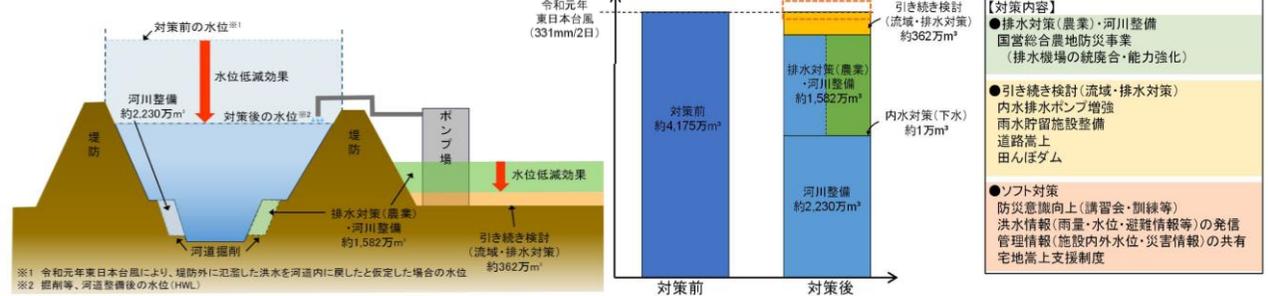
- ◇計画期間：30年
- ◇計画区域：吉田川流域(約350Km²)
高城川流域(約120Km²)
- ◇対象河川：鳴瀬川水系吉田川等 計26河川
高城川水系高城川等 計10河川
- ◇計画対象降雨：令和元年東日本台風による降雨



浸水被害対策の目標の考え方

目標：水害リスクやまちづくり計画等を考慮した土地利用や住まい方の工夫により、**外水氾濫に対する家屋被害の防止(家屋浸水ゼロ)**と**農地浸水の早期解消を基本**とし、あわせて、**内水氾濫に対する家屋浸水を減らし、浸水時間の早期解消を目指す。**

＜流域における氾濫量と対策イメージ＞

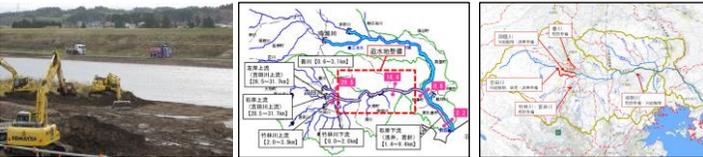


- 【対策内容】
- 排水対策(農業・河川整備)
国営総合農地防災事業
(排水機場の統廃合・能力強化)
 - 引き続き検討(流域・排水対策)
内水排水ポンプ増強
雨水貯留施設整備
道路嵩上
田んぼダム
 - ソフト対策
防災意識向上(講習会・訓練等)
洪水情報(雨量・水位・避難情報等)の発信
管理情報(施設内外水位・災害情報)の共有
宅地嵩上支援制度

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

＜施設整備に関する事項＞

- ・堤防整備、河道掘削、遊水地の整備等



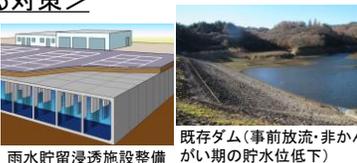
＜農業分野における取り組み＞

- ・国営総合農地防災事業による排水機能強化、水田貯留、ため池活用による流出抑制対策の実施等



＜既存施設の運用改善等による対策＞

- ・河川管理施設の維持管理、既存施設を活用した雨水貯留浸透施設整備、既存ダムの洪水調節機能強化等



② 被害対象を減少させるための対策

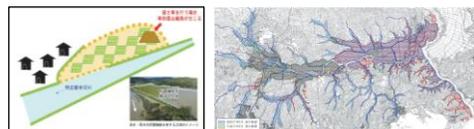
＜貯留機能保全区域の指定の方針＞

- ・都市浸水想定区域や水田等の土地利用形態、住家立地等の周辺の土地利用の状況等を考慮した上で、関係部局が緊密に連携し、当該土地の所有者の同意を得て指定する。

【指定方針】

平坦な低平地に位置する貯留頻度・貯留効果の高い農地等を指定対象として検討する

- ・既往の主要出水で浸水実績を有する農地等
- ・自然遊水地として活用が見込まれる農地等
- ・国営総合農地防災事業における計画排水区域



＜土地の利用に関する事項＞

- ・リスクの低いエリアへ誘導、土地利用/住まい方の工夫(宅地嵩上げ)、浸水域の拡大抑制(二線堤の整備)等



③ 被害の軽減 早期復旧・復興の対策

＜その他浸水被害の防止・軽減＞

- ・出前講座、防災情報(マイ・タイムライン、水害リスクライン、キキクル等)普及促進等
- ・既存道路嵩上げによる浸水被害の防止・避難路の確保
- ・地域と連携した取り組みの推進



＜浸水被害が発生した場合における被害の拡大抑制対策＞

- ・流域市町村とのホットライン強化等
- ・排水ポンプ車による広域支援、氾濫発生時の避難支援



④ 命と生業を守る 流域のサポート

＜農地そのものを守る対策＞

- ・農林水産省等の補助事業の活用(畦畔嵩上げ、排水路整備・維持補修等)
- ・交流人口の拡大(地域おこし協力隊、地元高次との連携等)



＜農産物等の販売促進による対策＞

- ・加工品等のブランド化(ロゴマークを活用したブランド展開等)、ふるさと納税を活用した支援
- ・イベントを通じた広報、販売促進



＜農業分野の取り組み定着と効果普及のための対策＞

- ・メディアを通じた効果PR等
- ・学校等での学習機会の活用